

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等
 鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

協議会参加者の協議結果の尊重義務

- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生のために、地域総合的に検討し、合意形成を図る。

LRTの整備



BRTの整備、オムニバスタウンの推進



海上運送サービスの改善



乗継の改善



地方鉄道の再生



その他

- ・地域のバス交通の活性化や、地方鉄道の活性化等による地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
- ・地域による利用促進活動 等



- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得

- ・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
- ・運行計画を事後届出制に緩和
- ・共通乗車券等に係る一括届出化

- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期 等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮 等

法律上の特例措置

国による総合的支援

予算等

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

・軌道と道路の両方の走行可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT（Light Rail Transit）

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT（Bus Rapid Transit）

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていふことにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「地域公共交通」とは、地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいうものとする。

2 この法律において「公共交通事業者等」とは、鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、国内一般旅客定期航路事業等を営む者及びそれ以外の者で鉄道施設又は旅客船ターミナルを設置し、又は管理するものをいうものとする。

3 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいうものとする。

4 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいうものとする。

5 この法律において「地域公共交通特定事業」とは、軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業及び鉄道再生事業をいうものとする。

6 この法律において「軌道運送高度化事業」とは、旅客軌道事業であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

7 この法律において「道路運送高度化事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業であつて、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他の者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

8 この法律において「海上運送高度化事業」とは、国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

9 この法律において「乗継円滑化事業」とは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券の発行、交通結節施設における乗降場の改善等をいうものとする。

10 この法律において「鉄道再生事業」とは、廃止届出がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいうものとする。

11 この法律において「地域公共交通一体型路外駐車場整備事業」とは、駐車場法第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいうものとする。

12 この法律において「新地域旅客運送事業」とは、地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいうものとする。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

(第二条関係)

第二 基本方針等

一 基本方針

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めるものとし、当該基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

2 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

3 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

4 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

5 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

(第三条関係)

二 国等の努力義務

1 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならないものとする。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとする。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならないものとする。

(第四条関係)

第三 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

一 地域公共交通総合連携計画

1 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通総合連携計画を作成することができることとし、地域公共交通総合連携計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

ロ 地域公共交通総合連携計画の区域

ハ 地域公共交通総合連携計画の目標

ニ 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

ホ 計画期間

ヘ 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に關し当該市町村が必要と認める

事項

2 1の二に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができるものとする。

3 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交

通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、二の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、二の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をするものとする。

(第五条関係)

二 協議会

1 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者並びに関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第六条関係)

三 地域公共交通総合連携計画の作成等の提案

1 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者及び地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。

2 提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならず、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないものとする。 (第七条関係)

四 軌道運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化実施計画を作成し、

これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、軌道運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（5に規定する場合を除く。）が軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなければならないものについては、当該特許を受けたものとみなすものとする。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（軌道整備事業を実施しようとする者と軌道運送事業を実施しようとする者が異なる場合に限る。）が軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法の特許を受けたものとみなすものとする。

6 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画が国土交通大臣の認定を受けたときは、市町村は、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に都市公園法第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならないものとする。

7 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、都市公園法の特例を認めるものとする。

8 地方公共団体が、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業に関する助成を行う場合に地方債を起すことができるものとする。

（第八条から第十二条まで関係）

五 道路運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化実施計画を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、道路運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 道路運送高度化事業を実施しようとする者が道路運送高度化実施計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しく

は認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

5 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画が国土交通大臣の認定を受けたときは、市町村は、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならないものとする。

6 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、都市公園法の特例を認めるものとする。

7 地方公共団体が、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業に関する助成を行う場合に地方債を起こすことができるものとする。

(第十三条から第十七条まで関係)

六 海上運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

2 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、海上運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 海上運送高度化事業を実施しようとする者が海上運送高度化実施計画の認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第十八条から第二十条まで関係)

七 乗継円滑化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化実施計画を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、乗継円滑化事業を実施しようとする者の申請に基づき、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けたときは、道路運送法若しくは海上運送法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

5 乗継円滑化事業を実施しようとする者が認定乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について、道路運送法又は海上運送法の届出をしなければならぬものについては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする。

6 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けた場合において、乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、共同で、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって、当該運賃又は料金に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の規定による届出をしたものとみなすものとする。

(第二十一条から第二十五条まで関係)

八 鉄道再生事業

1 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者その他の者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生実施計画を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 廃止届出がされた鉄道事業を经营する鉄道事業者は、当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部について1の合意のための協議を開始したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとし、国土交通大臣は、当該届出を受けたときは、当該届出に係る鉄道事業について鉄道事業法第二十八条の二第三項の通知をしないものとする事。

3 2の届出をした鉄道事業者は、当該届出に係る鉄道事業の廃止の日を繰り下げる旨を国土交通大臣に届け出ることが出来るものとする事。

4 3の届出をした鉄道事業者は、廃止届出をした日から一年を経過した後に1の合意がなされていない場合において、2の協議に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届出ることをもって足りるものとする事。

5 1に規定する者が鉄道再生実施計画を作成したときは、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届出ることが出来るものとし、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、鉄道事業法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする事。

6 鉄道再生実施計画の届出をした鉄道事業者は、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を実施し、当該鉄道再生実施計画に定められた実施予定期間が経過した場合において、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項に従って鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする。

（第二十六条及び第二十七条関係）

九 認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等

国土交通大臣の認定を受けた軌道運送高度化実施計画等に定められた軌道運送高度化事業等の実施を担保するために必要な国土交通大臣等による勧告、命令等の規定を設けるものとする。

（第二十八条関係）

十 地方債についての配慮

地方公共団体が地域公共交通総合連携計画の達成のために起こす地方債については、特別の配慮をするものとする。

（第二十九条関係）

第四 新地域旅客運送事業の円滑化

一 新地域旅客運送事業計画

1 新地域旅客運送事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、新地域旅客運送事業計画を作成し、これに基づき、当該新地域旅客運送事業を実施するものとする。

2 国土交通大臣は、新地域旅客運送事業を実施しようとする者の申請に基づき、新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

(第三十条関係)

二 新地域旅客運送事業の運賃及び料金

1 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業について、その一貫した運送サービスに係る次に掲げる基準に適合する運賃等を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

イ 旅客鉄道事業の運賃及び料金 鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

ロ 旅客軌道事業の運賃及び料金 軌道法第十一条第一項の認可を受けた運賃及び料金と同額であること。

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金 道路運送法第九条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

二 国内一般旅客定期航路事業の運賃 海上運送法第八条第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。

2 1の規定による運賃等の届出をした場合においては、その運賃等を公示しなければならないものとする。 (第三十一条関係)

三 鉄道事業法等の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、鉄道事業

法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、鉄道事業法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、鉄道営業法の公告をしなければならぬものについては、当該公告をしたものとみなすものとする。

(第三十二条関係)

四 軌道法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなければならぬものについては、当該特許を受けたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、軌道法の許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、軌道法の届出をしなければならぬもの

については、当該届出をしたものとみなすものとする。

(第三十二条関係)

五 道路運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、道路運送法の認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、道路運送法の届出をしなければならないものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、道路運送法の掲示をしなければならないものについては、当該掲示をしたものとみなすものとする。

(第三十四条関係)

六 海上運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、海上運送法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、海上運送法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、海上運送法の公示をしなければならぬものについては、当該公示をしたものとみなすものとする。

(第三十五条関係)

七 新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮

国土交通大臣は、認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、軌道法第十四条、船舶安全法第二条第一項及び道路運送車両法第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は

船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たっては、当該認定新地域旅客運送事業の実施が地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該事業の円滑化が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(第三十六条関係)

第五 雑則

一 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(第三十七条関係)

二 報告の徴収、主務大臣、権限の委任、命令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものとする。

(第三十八条から第四十二条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第四十三条及び第四十四条関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第四条）

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成（第五条 第七条）

第二節 軌道運送高度化事業（第八条 第十二条）

第三節 道路運送高度化事業（第十三条 第十七条）

第四節 海上運送高度化事業（第十八条 第二十条）

第五節 乗継円滑化事業（第二十一条 第二十五条）

第六節 鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）

第七節 雑則（第二十八条・第二十九条）

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条―第三十六条）

第五章 雑則（第三十七条―第四十二条）

第六章 罰則（第四十三条・第四十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていくことにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域の公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本

邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以

下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするもの限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者

へイからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

三 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

四 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業及び鉄道再生事業をいう。

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」

という。)であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保(設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ。)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。)、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)であつて、道路管理者、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の

向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 乗継円滑化事業 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券（二以上の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十五条第一項において同じ。）の発行、交通結節施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降及び乗継ぎがある施設をいう。）における乗降場の改善その他の国土交通省令で定めるものをいう。

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）第三条の駐車場

整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十二 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ 鉄道事業法による鉄道事業（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。第四章において「旅客鉄道事業」という。）又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公

公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国等の努力義務）

第四条 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通総合連携計画の区域

三 地域公共交通総合連携計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に關し当該市町村が必要と認める事項

3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町

村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九

条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計

画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。

8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

(協議会)

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならぬ。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(地域公共交通総合連携計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の

素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないときは、その理由を明らかにしなければならない。

第二節 軌道運送高度化事業

(軌道運送高度化事業の実施)

第八条 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化事業

を実施するための計画（以下「軌道運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 軌道運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 軌道運送高度化事業を実施する区域

二 軌道運送高度化事業の内容

三 軌道運送高度化事業の実施予定期間

四 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 軌道運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、軌道運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あら

かじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならぬ。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、軌道運送高度化実施計画の変更について準用する。

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において

、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る軌道運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る軌道運送高度化実施計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定軌道運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道運送高度化実施計画に従つて軌道運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（軌道法の特例）

第十条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（次項に規定する場合を除く。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業に使用させる事業（以下「軌道整備事業」という。）を実施しようとする者と敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業（以下「軌道運送事業」という。）を実施しようとする者とが異なる場合に限る。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業として行われる軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。

3 国土交通大臣は、軌道整備事業又は軌道運送事業について特許がその効力を失い、又は取り消されたときは、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

（路外駐車場の整備等）

第十一条 市町村は、軌道運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の通知を受

けたときは、遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者

（同法第五条第一項の公園管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項（同法第五項において準用する場合を含む。第十六条第三項において同じ。）の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占有が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

（地方債の特例）

第十二条 地方公共団体が、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第三節 道路運送高度化事業

（道路運送高度化事業の実施）

第十三条 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画（以下「道路運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 道路運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路運送高度化事業を実施する区域
- 二 道路運送高度化事業の内容
- 三 道路運送高度化事業の実施予定期間
- 四 道路運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 道路運送高度化事業の効果
- 六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を

定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならぬ。

5 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、道路運送高度化実施計画の変更について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その道路運送高度化実施計画

が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 道路運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 道路運送高度化実施計画に定める事項が道路運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 道路運送高度化実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、道路運送高度化事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る道路運送高度化実施計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定道路運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送高度化実施計画に従つて道路運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第十五条 道路運送高度化事業を実施しようとする者がその道路運送高度化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、当該道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの

規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(路外駐車場の整備等)

第十六条 市町村は、道路運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第十四条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならない。

3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

(地方債の特例)

第十七条 地方公共団体が、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第四節 海上運送高度化事業

(海上運送高度化事業の実施)

第十八条 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画(以下「海上運送高度化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

2 海上運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海上運送高度化事業を実施する区域

二 海上運送高度化事業の内容

三 海上運送高度化事業の実施予定期間

四 海上運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 海上運送高度化事業の効果

六 前各号に掲げるもののほか、海上運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、海上運送高度化実施計画の変更について準用する。

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請すること

とができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 海上運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 海上運送高度化実施計画に定める事項が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

る。

5 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る海上運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第三項の認定に係る海上運送高度化実施計画（第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定海上運送高度化実施計画に従つて海上運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第三項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（海上運送法の特例）

第二十条 海上運送高度化事業を実施しようとする者がその海上運送高度化実施計画について前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認定を受けたときは、当該海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同

法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、前条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

第五節 乗継円滑化事業

(乗継円滑化事業の実施)

第二十一条 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化事業を実施するための計画（以下「乗継円滑化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 乗継円滑化事業を実施する区域

- 二 乗継円滑化事業の内容
 - 三 乗継円滑化事業の実施予定期間
 - 四 乗継円滑化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 乗継円滑化事業の効果
 - 六 前各号に掲げるもののほか、乗継円滑化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
 - 三 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
 - 四 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
 - 五 前二項の規定は、乗継円滑化実施計画の変更について準用する。
- (乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二條 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その乗継円滑化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 乗継円滑化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 乗継円滑化実施計画に定める事項が乗継円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合

するに当り。

四 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第十一条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準に適合すること。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る乗継円滑化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る乗継円滑化実施計画（第六項の変更の認定があったときは、その

変更後のもの。以下「認定乗継円滑化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定乗継円滑化実施計画に従って乗継円滑化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第二十三条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしないものとみなす。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて前条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について道路運送法第十五条の三第二項の規定による届出をしない

ければならないときは、同項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第二十四条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二条第三項の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項後段若しくは第二十条第二項後段の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項後段又は第二十条第二項後段の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十二条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法第十一条の二第二項の認可を受け

、又は同条第一項若しくは同法第十九条の五第一項後段の規定による届出をしなければならぬときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(共通乗車船券)

第二十五条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)

第二十六条 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交

通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画（以下「鉄道再生実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鉄道再生事業を実施する路線

二 鉄道事業の経営の改善に関する事項

三 市町村その他の者による支援の内容

四 鉄道再生事業の実施予定期間

五 前号の期間を経過した後における鉄道事業者の鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項

六 前各号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

項

3 廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者は、当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部について第一項の合意のための協議を開始したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

らない。

4 第一項に規定する者は、鉄道再生実施計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届け出ることができる。これを変更したときも同様とする。

(鉄道事業法の特例)

第二十七条 国土交通大臣は、前条第三項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る鉄道事業について鉄道事業法第二十八条の二第三項の通知をしないものとする。

2 前条第三項の規定による届出をした鉄道事業者は、当該届出に係る鉄道事業について廃止の日を繰り下げの旨を国土交通大臣に届け出ることができる。この場合においては、当該届出をした後の廃止の日を定めることを要しない。

3 前項の規定による届出をした鉄道事業者は、廃止届出をした日から一年を経過した後に前条第一項の合意がなされていない場合において、前項の規定による届出に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

4 前条第一項に規定する者が同条第四項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、鉄道事業法第七条第三項又は第十六条第三項後段若しくは第四項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

5 前条第四項の規定による届出をした鉄道事業者は、同条第一項の鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を実施し、同条第二項第四号に掲げる期間が経過した場合において、同項第五号に掲げる判断の基準となるべき事項に従って同項第一号に掲げる路線に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

第七節 雑則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 市町村は、地域公共交通総合連携計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業又は乗継円滑化事業（以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施

を要請することができる。

2 市町村は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業又は認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業（以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画又は認定乗継円滑化実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実

があるとき、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

（地方債についての配慮）

第二十九条 地方公共団体が、地域公共交通総合連携計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

（新地域旅客運送事業計画の認定）

第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者（以下「新地域旅客運送事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 新地域旅客運送事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新地域旅客運送事業を実施する区域

二 新地域旅客運送事業の目標

三 新地域旅客運送事業の内容

四 新地域旅客運送事業の実施時期

五 新地域旅客運送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 前各号に掲げるもののほか、新地域旅客運送事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定

める事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 新地域旅客運送事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 新地域旅客運送事業計画に定める事項が新地域旅客運送事業を確実に遂行するため適切なものである

こと。

三 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものについては、当該事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

四 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものについては、当該事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

五 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

- 5 国土交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 6 第三項の認定を受けた新地域旅客運送事業者（以下「認定新地域旅客運送事業者」という。）は、当該認定に係る新地域旅客運送事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第四項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。
- 8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る新地域旅客運送事業計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新地域旅客運送事業計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画に従つて事業を实

施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(新地域旅客運送事業の運賃及び料金)

第三十一条 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業計画に定められた新地域旅客運送事業（以下「認定新地域旅客運送事業」という。）について、その一貫した運送サービスに係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運賃等のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 旅客鉄道事業の運賃及び料金（鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものに限る。） 同項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

二 旅客軌道事業の運賃及び料金（軌道法第十一条第一項の認可を受けなければならないものに限る。） 同項の認可を受けた運賃及び料金と同額であること。

三 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（道路運送法第九条第一項の認可を受けなければならないものに限る。） 同項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

四 国内一般旅客定期航路事業の運賃（海上運送法第八条第三項の認可を受けなければならないものに限る。） 同項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。

3 認定新地域旅客運送事業者は、第一項の規定による届出をした場合においては、国土交通省令で定める方法により、運賃等を公示しなければならない。

（鉄道事業法等の特例）

第三十二条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に

定められた事業のうち、鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七條第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、鉄道事業法第十六条第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第三条第一項の規定による公告をしなければならないものについては、同項の規定により公告をしたものとみなす。

（軌道法の特例）

第三十二条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければなら

ないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

- 2 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

- 3 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、軌道法第十一条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

（道路運送法の特例）

- 第三十四条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは

同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条第一項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第九条第三項又は第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第十二条第一項又は第三項の規定による掲示

をしなければならないものについては、これらの規定により掲示をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第三十条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項若

しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第三十条第七項において準用する同条第二項の認定を受けた日から開始することができ

る。

3 国内一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第八条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第十条又は第十九条の六の二（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示をしなければならないものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

（新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮）

第三十六条 国土交通大臣は、認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、軌道法第十四条、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たっては、当該認定新地域旅客運送事業の実施が地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該認定新地域旅客運送事業の円滑化を図られるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

（資金の確保）

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

（報告の徴収）

第三十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定軌道運送高度化事業等を実施する者又は認定新地域旅客運送事業者に対し、それぞれ認定軌道運送高度化事業等又は認定新地域旅客運送

事業の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第三十九条 第三条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣及び総務大臣とする。

2 第五条第七項及び第八項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

(権限の委任)

第四十条 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

を定めることができる。

第六章 罰則

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第四項の規定による命令に違反した者

二 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百二十号中「(鉄道事業法の特例)」の下に「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第 号)第三十二条第一項(鉄道事業法等の特例)」を加え、「同法第五条第四項」を「都市鉄道等利便増進法第五条第四項」に、「は当該許可」を「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可」に、「同法第十条第一項」を「都市鉄道等利便増進法第十条第一項」に改め、「(軌道法の特例)」の下に「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項(軌道法の特例)若しくは第三十三条第一項(軌道法の特例)」を加え、「は当該特許」を「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項(軌道運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)(の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該特許」に改め、同表第一百二十五号中「流通業務の総合化

及び効率化の促進に関する法律」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）又は第三十四条第一項（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項（道路運送法の特例）又は第三十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第二十二条第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に、「当

該」を「当該」に改め、同表第百三十三号中

百三十三 船舶運航事業の許可

百三十三 船舶運航事業の許可

を

(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条
(海上運送法の特例) 又は第三十五条第一項(海上運送
法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を
受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三
項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第六項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による海上運送高度
化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客
運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業
計画の認定は、当該許可とみなす。

に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中、「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「、地域公共交通の活性化及び再生に關する法律(平成十九年法律第 号)」を加える。

理由

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の円滑化を図るための鉄道事業法に係る事業許可の特例等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案新旧対照条文

| | | |
|----------------------------------|-------|---|
| 一 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第三条関係） | ．．．．． | 1 |
| 二 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第四条関係） | ．．．．． | 5 |

| 改正案 | | 現行 | | |
|--|--|--|---|------|
| <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十四条関係）</p> | <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> | 課税標準 | 税率 | |
| | <p>一〇百十九（略）</p> | | | |
| | <p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許</p> | <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十四条関係）</p> | <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> | 課税標準 |
| <p>一〇百十九（略）</p> | | | | |
| <p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許</p> | <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十四条関係）</p> | <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> | 課税標準 | 税率 |
| <p>一〇百十九（略）</p> | | | | |
| <p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許</p> | <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十四条関係）</p> | <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> | 課税標準 | 税率 |
| <p>一〇百十九（略）</p> | | | | |

| | | | |
|---|------------------------|------------|---|
| <p>可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十条第一項（軌道法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）若しくは第三十三條第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該特許とみなす。</p> | <p>(一) (四) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>百二十一～百二十四 (略)</p> <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）又は第三十四條第一項（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四條第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十條第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三條第一項（道路運送法の特例）又は第三十四條第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものと</p> |
|---|------------------------|------------|---|

| | | | |
|----------------------|------------------------|------------|---|
| <p>百二十一～百二十四 (略)</p> | <p>(一) (四) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。</p> |
|----------------------|------------------------|------------|---|

| | | | |
|--|--------------------|------------------------|--|
| <p>みなされる場合における同法第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は当該許可とみなす。</p> | <p>(一) (五) (略)</p> | <p>百二十五の二～百三十二 (略)</p> | <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上運送法の特例）又は第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定又は同法第三十條第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。</p> |
|--|--------------------|------------------------|--|

| | | | |
|--|--------------------|------------------------|-----------------------|
| | <p>(一) (五) (略)</p> | <p>百二十五の二～百三十二 (略)</p> | <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> |
|--|--------------------|------------------------|-----------------------|

| | | | |
|---------------|-----|-----|-----|
| 百三十四、百五十八 (略) | (一) | (略) | (略) |
| | (二) | | |

| | | | |
|---------------|-----|-----|-----|
| 百三十四、百五十八 (略) | (一) | (略) | (略) |
| | (二) | | |

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</u></p> <p>2）4（略）</p> | <p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</p> <p>2）4（略）</p> |

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案参照条文

| | | |
|----|--|----|
| 一 | 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（抄） | 1 |
| 二 | 軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄） | 1 |
| 三 | 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄） | 3 |
| 四 | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） | 4 |
| 五 | 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄） | 4 |
| 六 | 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄） | 4 |
| 七 | 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄） | 9 |
| 八 | 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄） | 13 |
| 九 | 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄） | 17 |
| 十 | 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄） | 19 |
| 十一 | 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄） | 21 |
| 十二 | 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）（抄） | 23 |
| 十三 | 自動車タミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）（抄） | 24 |
| 十四 | 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄） | 24 |
| 十五 | 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）（抄） | 26 |
| 十六 | 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄） | 27 |
| 十七 | 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄） | 30 |
| 十八 | 国土交通省設置法（平成十一年法律第九号）（抄） | 32 |
| 十九 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄） | 33 |

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（抄）

第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第二条 運賃其ノ他ノ運送条件ハ關係停車場ニ公告シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス
（略）

軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第一条 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ關スル規定ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ施設スヘシ

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケタル軌道經營者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依ル

第十一条 軌道經營者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ關スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ国土交通大臣ニ届出ツベシ
（略）

第十四条 軌道ノ建設、運輸、運轉及係員ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り特許ニ因リテ生スル権利義務ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得

第十六条 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ譲渡又ハ事業若ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ為スコトヲ得

(略)

第二十二條 軌道会社ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ合併又ハ分割ヲ為スコトヲ得ス

第二十二條ノ二 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ運輸事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ

第二十六條 鐵道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十八條の二、第十八條の三、第十九條の三乃至第二十一條、第二十三條第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五條第三項、第二十六條第二項但書及第四項、第二十七條第一項、第二項及第四項、第二十九條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第二項、第五十六條第一項及第二項並第五十六條の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一條中鐵道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五條第三項中第一項トアルハ軌道法第十六條第一項ト業務トアルハ事業又ハ運轉トが前項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなかつたトアルハに關シ公益上必要があるト同法第五十五條第二項並第五十六條第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又ハ都道府県知事ト同法第五十六條の二中第五十五條第一項トアルハ軌道法第十三條トス

第二十七條ノ二 国土交通大臣ハ左ノ処分ヲ為サントスルトキハ運輸審議會ニ諮問スベシ

- 一 第三條ノ規定ニ依ル特許
- 二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル運賃及料金ノ認可
- 三 第十一條第三項ノ規定ニ依ル運賃又ハ料金ノ変更ノ命令
- 四 第十六條第一項ノ規定ニ依ル軌道ノ譲渡又ハ事業ノ管理ノ委託若ハ受託ノ許可
- 五 第二十二條ノ規定ニ依ル軌道会社ノ合併又ハ分割ノ認可

- 六 第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル運輸事業ノ休止又ハ廢止ノ許可
- 七 第二十六條ニ於テ讀替ヘテ準用スル鐵道事業法第二十五條第三項ノ規定ニ依ル事業ノ管理ノ委託又ハ受託ノ許可ノ取消
- 八 第二十六條ニ於テ讀替ヘテ準用スル鐵道事業法第五十六條ノ二ノ規定ニ依ル基本的ナル方針ノ策定
- 九 前條第一項ノ規定ニ依ル特許ノ取消

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第二條 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ關スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
 - 二 機関
 - 三 帆装
 - 四 排水設備
 - 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
 - 六 救命及消防ノ設備
 - 七 居住設備
 - 八 衛生設備
 - 九 航海用具
 - 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
 - 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
 - 十二 電氣設備
 - 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項
- （略）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

（略）

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

（略）

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設
の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行つ船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。
7～11 (略)

(一般旅客定期航路事業の許可)

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～4 (略)

(許可基準)

第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適應したものであること。

- 二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 五 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
- 六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

第五条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 一般旅客定期航路事業の許可、特定旅客定期航路事業の許可又は第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過していない者であるとき。
- 三 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号のいずれかに該当するとき。

（運賃及び料金）

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

2 （略）

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 （略）

5 第三項の運賃についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「定め」とあるのは「第三項の認可を受けた運賃

の上限の範囲内で定め」と、第二項第二号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

(運賃及び料金等の公示)

第十条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

(事業計画の変更)

第十一条 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(船舶運航計画の変更)

第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

3・4 (略)

(事業の休廃止の届出)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認め

られる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客定期航路事業を経営する法人が一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りでない。

3 （略）

4 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 （略）

（貨物定期航路事業の届出）

第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 貨物定期航路事業を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（運賃及び料金等の公示）

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第二項において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

（不定期航路事業の届出）

第二十条 (略)

- 2 人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。)を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

- 第二十条の二 第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。
- 2 第十条の三、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二から第十九条の三まで及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。)について準用する。
- 3 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

(旅客不定期航路事業の許可)

- 第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。)を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体を

いう。

259 (略)

(設立等)

第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、水域施設及び外郭施設の全部又は大部分を維持管理している港湾においては、その者が関係地方公共団体のいずれかに港務局の設立を求めた場合を除きこれを適用しない。

3 港務局の設立を發起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、単独で又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及び他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、他の関係地方公共団体より意見の申出があつたときは、これと協議しなければならない。但し、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 重要港湾については国土交通大臣

二 地方港湾であつて都道府県が港務局の設立に加わつてゐるものについては国土交通大臣

三 前二号以外の港湾については予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される海岸保全区域について、前項の認可をしようとするときは、港湾区域について当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議しなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなければ、第四項の認可をすることができる。但し、同法に基づく港の区域の定のある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができる。

7 第三項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第二号中「港務局の設立に加わっているもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替えるものとする。

8 前項の申出には、協議のてん末及び関係地方公共団体の意見を附さなければならない。

9 第七項の申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ、重要港湾については総務大臣に協議して調停する。

10 都道府県知事が、第四項の処分をしたとき又は前項の調停をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(法人格)

第五条 港務局は、営利を目的としない公法上の法人とする。

(定款)

第六条 港務局の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 港務局を組織する地方公共団体
- 三 事務所の所在地
- 四 業務
- 五 港湾区域
- 六 委員の定数、任期、選任、罷免及び給与並びに委員会の議事に関する事項
- 七 事務局の組織及び職員に関する事項
- 八 財産及び会計に関する事項
- 九 港務局を組織する地方公共団体の出資又は経費の分担に関する事項
- 十 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
- 十一 公告の方法

十二 解散に関する事項

2 定款又はその変更は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七条 港務局は、その設立、主たる事務所の所在地の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により、登記しなければならない。

2 港務局に関して登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

(成立)

第八条 港務局は、設立の登記をすることによつて成立する。

(港湾区域の公告)

第九条 港務局は、成立後遅滞なくその旨及び港湾区域を公告しなければならない。港湾区域に変更があつたときも同様である。

2 第四条第四項から第六項までの規定は、港務局が港湾区域を変更しようとする場合に準用する。

(解散の特例等)

第十条 港務局の解散は、当該港湾について、地方公共団体が第三十三条第一項後段の規定により港湾管理者となるまでは、その効力を生じない。但し、港務局を組織する地方公共団体が当該港務局の解散について国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 港務局を組織する地方公共団体は、港務局が解散した場合において、第三十条第一項の債券に係る債務その他政令で定める債務が存するときは、定款の定めるところにより連帯してその債務を負担する。

(民法等の準用)

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十八条第一項、第七十二条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第三十九条までの規定は、港務局に準用する。

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第三十二条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

2 第四条第二項から第十項までの規定は、前項の場合に、同条第四項から第六項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合には、第九条第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域又はその変更について認可を受けた場合に準用する。この場合において、第四条第三項中「港務局の設立を發起する関係地方公共団体」とあるのは「単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者としての地方自治法第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体の設立を發起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

4～8 (略)

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)

イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する

一般旅客自動車運送事業)

八 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（許可基準）

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（欠格事由）

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- 一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していない者を含む。）であるとき。

三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、そ

の法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)(は、旅客の運賃及び料金)旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。(の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 (略)

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 (略)

(運賃及び料金等の揭示)

第十二条 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)(は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 (略)

3 一般旅客自動車運送事業者は、前二項の規定により掲示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更(第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。)(をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合）については、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 6 （略）

（運行計画）

- 第十五条の三 （略）
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 3 （略）

（事業の譲渡及び譲受等）

- 第三十六条 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

- 3 第六条の規定は、前二項の認可について準用する。
- 4 （略）

(相続)

第三十七条 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 (略)

(事業の休止及び廃止)

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3・4 (略)

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 最低地上高

三 車両総重量(車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。)

四 車輪にかかる荷重

- 五 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 六 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 七 最大安定傾斜角度
- 八 最小回転半径
- 九 接地部及び接地圧

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 (略)

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4～6 (略)

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合には、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 (略)

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2・3 (略)

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあ

つては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 (略)

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物

六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）

（駐車場整備地区）

第三条 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の区域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。
（駐車場整備計画）

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 駐車場整備計画においては、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

一（四）（略）

五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3 （略）

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいい、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者をいう。

3（略）

4 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸しのため、自動車運送事業の事業用自動車と同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

5（略）

6 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。

7・8（略）

（事業の許可）

第三条 自動車ターミナル事業を經營しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。

一 バスターミナル事業（バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）

二（略）

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 課税標準 | 税率 |
|--|------|-----|
| 一～百十九 (略) | | |
| 百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可 (注) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第九条第一項(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項(速達性向上計画) (同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。 | (略) | (略) |
| (一)～(四) (略) | (略) | (略) |
| 百二十一～百二十四 (略) | | |

| | | |
|--|-----|-----|
| <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)(第十一条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。</p> | | |
| (一) | (略) | (略) |
| (五) | (略) | (略) |
| <p>百二十五の二～百三十二 (略)</p> | | |
| <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> | | |
| (一) | (略) | (略) |
| (二) | (略) | (略) |
| <p>百三十四～百五十八 (略)</p> | | |

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。）による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を經營する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を經營する者に専ら使用させる事業をいう。

5・6 （略）

（許可）

第三条 鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 鉄道事業の許可は、路線及び鉄道事業の種類（前条第一項の鉄道事業の種類をいう。以下同じ。）について行う。

3 第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の許可は、業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して行うことができる。

4 一時的な需要のための鉄道事業の許可は、期間を限定して行うことができる。

（許可申請）

第四条 鉄道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〜七 （略）

八 第一種鉄道事業を經營しようとする場合であつて、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びに

その相手方の氏名又は名称及び住所

九 第二種鉄道事業を営しようとする場合には、鉄道線路の使用を許諾する者の氏名又は名称及び住所

十 第二種鉄道事業を営しようとする場合には、鉄道線路を譲渡するか又は使用させるかの別並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

2・3 (略)

(許可基準)

第五条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 その事業の計画が経営上適切なものであること。

二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2・3 (略)

(欠格事由)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに

第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

(事業基本計画等の変更)

第七条 鉄道事業の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）は、事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

3 鉄道事業者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をし、又は第四条第一項第九号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 （略）

（事業の譲渡及び譲受等）

第二十六条 鉄道事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 鉄道事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、鉄道事業者たる法人と鉄道事業を営まない法人が合併する場合において鉄道事業者たる法人が存続するとき又は鉄道事業者たる法人が分割をする場合において、鉄道事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第五条第一項及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 5 7 （略）

（相続）

第二十七条 鉄道事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該鉄道事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の経営していた鉄道事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第五条第一項及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4・5 (略)

(事業の休止)

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(事業の廃止)

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第一項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行ったとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 (略)

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

(基本計画の認定)

- 第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
 - 二 中心市街地の位置及び区域
 - 三 中心市街地の活性化の目標
 - 四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - 五 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 - 六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）
 - 七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
 - 八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
 - ロ 特定事業
 - 九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
 - 十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
 - 十一 その他中心市街地の活性化のために必要な事項
 - 十二 計画期間
- 3 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。
- 4 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化

化協議会が組織されていない場合には、第二項第七号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

5 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。）の長の同意を得なければならぬ。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた基本計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号から第十号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならぬ。

9 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

11 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施にし必要な助言をすることができる。

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務等）

第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十

三号)、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)、内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)、内航海運組合法(昭和三十一年法律第六十二号)、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)、港湾法及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

2) 4 (略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(抄)

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第五項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
 - 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定にかかわらず、国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)又は都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。)(道路法第十二条ただし

- 書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあつては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
- 5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。
- 8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。